

# 第1章

## 基本計画策定の背景



# 第1章 基本計画策定の背景

\* 72～75 頁に用語解説を掲載しています。

## 1 国際的な人権の流れ

20世紀において、世界を巻き込んだ二度の大戦により多くの人命が失われました。特に第二次世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まってきました。

昭和23年（1948年）、国際連合（以下、「国連」という。）の第3回総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる「世界人権宣言」が採択され、この宣言の精神を具体化するために、「国際人権規約」他多くの人権に関する国際規範や「国際婦人年」他の国際年が制定されました。

平成6年（1994年）の第49回国連総会では、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議され、世界各国で積極的に人権教育が進められました。この取組は、2005年（平成17年）に採択された「人権教育のための世界計画」に引き継がれ、段階ごとに領域を定めて行動計画を策定することとされました。2005年（平成17年）から2009年（平成21年）までの第1フェーズは、初等教育・中等教育における人権教育を重点とした行動計画、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）までの第2フェーズは、高等教育における人権教育や公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、2015年（平成27年）から2019年（令和元年）までの第3フェーズは、メディア関係者やジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。そして、2020年（令和2年）からの第4フェーズは、今までの取組の強化とともに、若者を重点とした行動計画となっています。

また、平成27年（2015年）には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「だれ一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す、持続可能な開発目標（SDGs）を設定して、貧困や飢餓、教育、ジェンダー\*などの課題の解決を目指すこととされています。

## 2 国内の動向

日本国憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、平和主義とともにその基本原理としており、これらの規程に基づき、人権意識の高揚を図る様々な取組が推進されてきました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、平成14年（2002年）3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、様々な施策が行われてきました。

しかし、差別的な言動やいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等の新たな人権問題も生じています。このようなことを背景に、平成28年（2016年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の3法が施行され、令和元年（2019年）6月には「改正労働施策総合推進法」が公布されるなど、人権課題における法整備が進められています。

富山県においては、平成12年（2000年）に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨に沿って、『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」を策定しました。

そして、平成19年（2007年）3月に、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指すことを基本理念とした「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、令和2年（2020年）3月に見直しが行われました。

### 3 本市の取組

本市では、上位計画である「第2次富山市総合計画」において、「一人ひとりが尊重される地域社会づくり」の中で、市民に「人権の重要性を理解する」ことを目標として、人権問題に関する啓発等に取り組んできました。

男女共同参画については、平成29年（2017年）3月に「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定し、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる基本理念の実現を図るため、男女の人権尊重者平等意識の啓発等に取り組んできました。

また、福祉分野では、「富山市高齢者総合福祉プラン」「第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画」「第2期富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、高齢者の権利擁護や障害者の差別解消、子どもの貧困対策など、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。